（その１）



収支報告書

平成27年分
（　　開催分）

（ふりがな）　じゆうみんしゅとうならけんさんぎいんせんきょくだいにしぶ

1 政治団体の名称　自由民主党奈良県参議院選挙区第二支部

2 主たる事務所の所在地　奈良市大宮町1-115-1
石田ビル2階

3 代表者の氏名　佐藤　啓

4 会計責任者の氏名　峯瀬　清一郎

事務担当者の氏名

峯瀬　清一郎

（電話）　0742-36-0086

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	佐藤　啓
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（候補者）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成27年　11月　26日　から
平成27年　12月　31日　まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

(その2)

収支の状況

1　収支の総括表

収入総額	1,500,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	1,500,000
支出総額	415,669
翌年への繰越額	1,084,331

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	0
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	1,500,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	1,500,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　(ア ＋ イ)	1,500,000	

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
佐藤啓	1,500,000	H27/12/3	奈良市北登美ヶ丘５－８－１２	無職	
この頁の小計	1,500,000				
その他の寄附	0				
合計	1,500,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	240,862	0	
(4) 事務所費	1,916	0	
小計	242,778	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	5,000	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	167,891	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	167,891	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	172,891	0	
合計	415,669		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		３．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
OA機器購入費	41,475	H27/12/26	ケーズデンキおしくま店	奈良市押熊町428	
事務所証明器具	18,929	H27/12/28	(株)あやめ電化ハウス	奈良市東登美ヶ丘4－16－12	
支部封筒	27,864	H27/12/29	(株)明新社	奈良市南京終町3丁目464番地	
名刺製作費	38,340	H27/12/29	(株)明新社	奈良市南京終町3丁目464番地	
名刺製作費	102,708	H27/12/29	(株)明新社	奈良市南京終町3丁目464番地	
この頁の小計	229,316				
その他の支出	11,546				
合計	240,862				

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	1,916				
合計	1,916				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				渉外費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	5,000				
合計	5,000				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
				広報宣伝費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ユニフォーム代	19,180	H27/12/22	ユニクロ押熊店	奈良市押熊町2269	
のぼり・ポール	12,826	H27/12/22	ロイヤルホームセンター押熊店	奈良市押熊町1051番地の１	
拡声器	119,880	H27/12/28	(株)マテリア	横浜市神奈川区台町１６－６	
この頁の小計	151,886				
その他の支出	16,005				
合計	167,891				

(その17)

資○産　等　の　状○況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成28年　5月　25日

政治団体の名称　自由民主党奈良県参議院選挙区第二支部

会計責任者の氏名　峯瀬　清一郎

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

平成28年5月23日

自由民主党奈良県参議院選挙区第二支部
代表　佐藤　　啓　殿

登録政治資金監査人　島田　明
登　録　番　号　第　2165号
研修修了年月日　平成21年7月17日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、自由民主党奈良県参議院選挙区第二支部の平成27年11月26日から平成27年12月31日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、自由民主党奈良県参議院選挙区第二支部の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

自由民主党奈良県参議院選挙区第二支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党奈良県参議院選挙区第二支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上